

第 18 回 横浜市税制研究会 議事録

1 日時・会場

平成 24 年 1 月 24 日（火） 午前 10 時 30 分から正午まで
市庁舎 2 階応接室

2 出席者

＜委員＞青木宗明座長 上村雄彦委員 川端康之委員 柴由花委員
＜市側＞財政局：柏崎財政局長、近野財政担当課長
環境創造局：小林政策調整部長、毛涯みどりアップ推進部長 外
政策局：南政策課担当課長、
＜事務局＞財政局主税部税制課

3 配布資料

資料 1 - 1 横浜市附属機関設置条例
資料 1 - 2 省エネ住宅・耐震住宅に係る都市計画税の減額措置の創設
(新築住宅に係る画一的な都市計画税の減額措置の廃止)について
資料 1 - 3 横浜みどり税条例の一部改正について
資料 2 - 1 横浜みどりアップ計画の主な事業の進捗状況
資料 2 - 2 市民推進会議の開催状況
資料 2 - 3 横浜みどり税基金の関係・横浜みどり税の執行状況
資料 2 - 4 濱RYOKU第 9 号
資料 2 - 5 濱RYOKU第 10 号
資料 2 - 6 地域緑のまちづくり事業における土地取得について

4 報告事項

- (1) 横浜市税制研究会の附属機関化について
- (2) 横浜市市税条例の一部改正について
- (3) 横浜みどり税条例の一部改正について

5 議題

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）について

6 議事経過

- ◇ 報告事項（1）から（3）について、事務局から、資料 1 - 1 から資料 1 - 3 に基づき、説明
- ◇ 議題について、環境創造局から、資料 2 - 1 から資料 2 - 6 に基づき、説明
- ◇ 自由討議

(主な意見)

- ・ 単純に買う、買わないで終わりではなく、横浜みどり税の趣旨に沿った利用がされるよう、都市計画決定や保全計画の設定など法的な縛りが必要ではないか。
- ・ 緑化地を取得することによって緑被率を高めることは、横浜みどり税の趣旨とも合致している。
- ・ 市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進が図れるという、市全体にとってプラスだということをどのように説明するか、知恵を絞る必要があるのではないか。
- ・ 当該地については、すでに建ぺい率などの法的規制が厳しくかけられており、地域住民も関わっているからよいが、法的規制が緩く、地域住民の関与がされていないような土地を買い取ることが適当なのか、あらかじめ事前に基準を定めておいた方がよいのではないか。
- ・ 緑被率の向上に貢献すること、周囲の植生に合わせることで、地域住民との連携、地域における面的規制（法的規制）などを条件にすべき。
- ・ 地域の植生や緑の環境に合わせた緑化が必要である。
- ・ 横浜の緑を創造するという意味から、芝生や花卉などによる緑化ではなく、樹木を植栽することなどによる緑化が必要ではないか。
- ・ 税制研究会（調査会）として、土地の買取の審査まで所管事項としてやるのはどうか。
- ・ 土地の買取について市民推進会議が意見を求めるのがよいのではないか。
- ・ 税制研究会への事後的な報告は必要になってくるのではないか。
- ・ 横浜みどり税が使われてこの土地が緑になったと周知することは、まさに説明責任を果たしていると考えられるので、わかりやすく掲示をしてもらいたい。

(まとめ)

- ・ 今回の事例については、基本的に賛成できるものである。
ただし、今回の事例をもって、一般的な横浜みどり税の用途に加えることは慎重に行うべきと考える。
- ・ 類似事例などへの対応について、横浜市が留意すべきと考える点について、次のとおり整理した。
①既存地域の緑環境（景観・植生等）に調和した緑化等を行い、緑被率の向上に寄与すること、

②緑のまちづくりや維持管理等について、地域住民との連携が確保されており、また、横浜みどり税の主旨にかなった緑化地としての面的な土地利用の制約・規制等があること、かつ

③案件ごとに市民推進会議に参考に意見を求めるとともに、税制研究会（調査会）に報告を行うこと。

- ・ 横浜みどり税で取得した土地であることを明記した銘板等を設置し、市民等に対して周知すべき。